

令和4年4月 文書質問及び回答

1 質 問 者 春日隆司議員

2 質問事項 貸付財産の処分(解体)について

質問の内容・要旨	回答
<p>誘致企業への貸付工場(町有財産)が諸般の事情によって、貸付先の事業者が処分(解体)することは、先の全員協議会でも説明があったとともに、これまで町民等にも説明がなされてきました。</p> <p>こうした中、説明及び新聞報道では11日から解体等の工事がスタートすることになります。</p> <p>先の全員協議会において、解体にあたっての質問に対して、補償等が生じることになるが、その内容が確定してから工事がスタートするとの回答であったと理解したが、その補償等が確定しているのでしょうか。</p> <p>また、財産の取得及び処分については、地方自治法及び条例において、議会の議決に付すこととなっているが、本事案についても、法及び条例の趣旨からして、議会の議決を必要と解されるが、その見解を伺います。</p> <p>さらに、予算原則主義からしても、その補償等の額の予算化があって、はじめて処分が可能となると解するが、その見解を伺います。</p> <p>以上のことがないとしたらならば、何を根拠(担保)に町有財産の処分を許可するのか、それが法的に問題ないものなのか、その見解を伺います。</p> <p>処分とは:捨てる、売り払う、消滅させる、など適当な方法で始末すること。</p>	<p>同工場は、昭和59年1月から誘致企業として、「株式会社松澤光学」が操業し、日本マイザー株式会社への社名変更を経て、平成5年9月にマトラスター・テクノクラシー株式会社がその事業を継承して、現在まで操業されてきたところです。</p> <p>これまでの生産事業の中で、使用履歴のある物質について、土壤汚染対策法の基準に則り検査を進めるとともに、その都度対策を講じてきたと報告を受けてきたところであります。</p> <p>令和2年に、根本的改善を目的に法律上の自主調査を実施したところ、「揮発性有機化合物」は、建物内的一部分に土壤汚染、建物外で地下水汚染が生じている状況にありますが、以前から揚水対策を継続しており、敷地外への拡散を防止している状況にあり、「重金属」つきましては、鉛の土壤汚染及びほう素の土壤汚染が確認されましたが、地下水汚染は生じておらず、ただちに汚染が拡散する状況ではありません。</p> <p>この自主調査の結果を、同社が所管官庁である北海道庁環境生活部へ報告し、健康被害の恐れがないという判断で、令和3年12月に工場敷地内が「形質変更時要届出区域」の指定がされたところであります。</p> <p>具体的な汚染対策につきましては、早期完全終息を図るための抜本的大規模な追加工事として、土壤入れ替えが必要であり、それに伴う第1工場、第2工場の建物の解体が必要となっております。</p> <p>令和3年12月に同社主催による中成北、中成南、元町公区長、公区住民への説明会が開催され、対策工事に関する住民周知は、令和4年4月4日、5日に実施されたところであります。工期は令和4年4月11日から9月30日の予定であります。</p> <p>町としましては、町民の皆様の安全安心な暮らしを守るために、土壤汚染対策の早期の実施が最優先であると考え、同社と協議を進め</p>

てきたところであり、事業者側の責任において、土壤汚染対策工事及び建物の解体費用の全額負担していただくことになっております。

令和4年4月11日に松澤社長が来庁され、建物解体に係る合意がなされ、補償契約を締結したところであります。当該建物の残存価格(固定資産評価額)と時価額の30%の金額及び経過観察期間の主体的対応、今後の事業継続等の約束がされたことから、解体の許可をしたところです。

解体工事による財産処分に係る手続きなどの議会提案につきましては、地方自治法に照らし、本事案は、議会の議決に付すべき買入れ及び売払いに該当しないことから、議案の提出は不要と判断しているところであります。

手続きにつきましては、普通財産の用途廃止を行うとともに、今後、同社との賃貸契約の変更を行うこととしております。

なお、補償に係る予算計上につきましては、補償金の納付時期が確定次第、収入予算を補正計上して参ります。